

榎本 祐三 の 市政報告



はじめに

台風12号が関東を直撃するのではないかと心配しましたが、東側に大きく反れたお陰で被害もなく済んだことは幸いでした。

また、九州全域が暴風圏となった台風10号の襲来は、今年の台風15号で甚大な被害を受けた館山市民として、被害が軽微であることを祈ったところでした。

台風10号は、過去にない最大級の台風であるとして、気象庁が早めの避難や対策・対応を強く呼びかけましたが、結果的にはその被害は今年の台風15号、19号以下でした。

最近の調査・研究の報告によれば、台風10号の場合は先に襲来した台風9号が海水を攪拌したことにより、台風10号が進んだ海面水温が低くなって、予測したように発達しなかったことが大きな被害を免れた要因と言われています。何れにしても大きな被害がなかったことは良かったと思っています。

我が国は有史以来、夏から秋のシーズンには台風の襲来によって甚大な被害を被ってきました。しかし、それに挫けることなく住民の絆によって復旧・復興を成し遂げ、社会を発展させてきたことも事実です。

このような経験が、世界からも賞賛された東日本大震災における被災住民の整然とした対応に繋がったのだと思いますし、日本人として誇りを持って良いことではないかと思っています。

地球温暖化が進み海面水温の上昇が明らかに進んでいる今日では、台風が日本近海に来ても衰えることなく発達する傾向にありますので、今まで以上に避難することも含めて日頃からしっかりした備えが必要と思っています。

さて今回の市政報告は、私の一般質問と市民からの請願に対する回答について実施することにいたしました。

一般質問から

今回の一般質問は、「蟹田川の護岸整備に関して」、「第3次館山市行財政改革方針に関して」、「館山市清掃センター長寿命化総合計画に関して」の3点について実施しましたが、紙面の制約もありますので「蟹田川の護岸整備に関して」と「館山市清掃センター長寿命化総合計画に関して」報告します。

蟹田川の護岸整備

この件に関しましては、館山市議会の広報誌「議会便り」にも要約を報告しておりますが、改めて本稿でも報告するものです。

蟹田川の護岸整備に関しては、11年前の平成21年6月議会でも一般質問していますが、11年と言う経過を踏まえ、どのような進展があるのか再度質したものです。

蟹田川の護岸整備につきましては、20数年前に河口が同じである宮城区の豊津川の護岸整備がなされた以降、何度か地元区長から要望されてきたところではありますが、近年になって台風等の大雨の度に応急的な災害復旧がなされているものの抜本的な解決になっておりません。

そもそも蟹田川の川岸は、旧海軍が洲崎海軍航空隊建設の際に高い土地を削って低い川岸の土地に埋め立てたために川岸が異常に高くなっており、そのために崩れやすい状況となっています。

このような危機感から平成21年9月20日に笠名、宮城両区長の連名で地元代議士、千葉県知事、館山市長に要望書が提出されているところであり、改めて市の対応を質しました。

館山市が管理する河川は、重要河川4、普通河川31の計35あります。そこで、現状の蟹田川の護岸工事を実施するとした場合、その費用はどれくらい見積もられるのか聞きました。

費用は約6億円プラスアルファとのことで、しかも市の単独の事業になることから、国・県からの財政的支援は望めず、厳しい市の財政状況を考慮すると、当該事業の早期の実施は困難であるとの回答でした。

抜本的な護岸工事の実施が難しいのであれば、台風や大雨によって破損した場合は、状況に応じて迅速に対応していただくよう要望しましたが、市としても川岸住民の安全を第1に考えており、迅速に対応して行きたいとのことでした。

以上のようなことから、蟹田川の抜本的な護岸整備は早急にはできませんので、台風や大雨の際には破損箇所を早期に見つけ、区として修復を要望していくことが大切であると思います。

清掃センター長寿命化総合計画

館山市が安房郡市広域市町村圏事務組合におけるゴミ処理事業から撤退し、館山市単独で実施することになって、いよいよ来年から施設の改修事業に着手することになりましたので、事業の推移を正しく認識するために質したものです。

現在の清掃センターは、半沢良一市長の時の昭和59年10月に竣工し、本年で36年目を迎えております。一般的に清掃センターの寿命は15年程度と言われていますが、館山市の清掃センターが現在まで36年間稼働した背景には、焼却方式が複雑ではない准連続式焼却炉（ストーカ式焼却炉）であったことがあります。

また、平成13年5月から平成15年3月に排ガス規制対応のための大規模改修、そして毎年実施している保守整備と、職員の適切な維持管理によって寿命を延ばしてきたと言えます。

延命化対策の検討

館山市は、令和元年度に国の指針に従ってストックマネジメント手法を導入した「館山清掃センター長寿命化総合計画」を策定しました。

この計画の中で施設の延命化対策を行う場合と、施設新設を行う場合のライフサイクルコスト（LCC）を比較した結果、延命化する場合の廃棄物処理LCC（点検補修費・延

命化工事費)は約52億円、施設新設を行う場合の廃棄物処理LCC(点検補修費・新設工事費)は約104億円となり、延命化対策を行った方が廃棄物処理LCCについては約52億円の削減が期待できることが判明しました。

この検討結果から館山市は延命化することを採用したのですが、省エネルギー化を考慮した延命化対策を行うことにより、二酸化炭素の排出量を8.1%削減することが見込めることになったのです。

延命化対策により二酸化炭素削減効果が3%以上となる場合には、環境省の「循環型社会形成推進交付金」制度を活用することが可能になり、この場合の交付率は、対象設備の更新に要する費用の1/3となります。ちなみに施設の新設を行う場合でも、二酸化炭素削減効果が3%以上となる場合には1/3の交付率となります。

延命化対策の検討結果

清掃センターの延命化対策の効果等を検証した結果、施設新設するよりも延命化を図る方が費用面でも有利と言え、更に二酸化炭素排出量を約8%削減できる効果が見込めることは、環境省の「循環型社会形成推進交付金」制度(1/3補助)活用できることから、改修費用は52億円の2/3である約36億円ということになります。

延命化の期間は、延命対策完了後15年間としていますので、来年度から延命化工事が開始され令和5年度で完了し、延命化による稼働は令和6年度から令和20年度の15年間となります。

このように検討結果からは、新設するよりも延命化を図る方が費用面で有利と判断でき、館山市としては延命化を採用したものです。

また、令和20年度は現状のコンクリート建屋が52年目を迎えることから、一般的なコンクリート建屋の耐用年数50年を過ぎますので、延命化した焼却施設の更新も含めて、令和20年には新たなごみ処理施設の建設が必要になると予想しています。

核兵器禁止条約批准に関する請願

この度の議会では、市民の方から「核兵器禁止条約批准に関する請願」がありました。この請願は、総務委員会に付託されましたので私は総務委員会委員として調査しました。

日本人は、広島・長崎に核爆弾の惨禍を受けた経験から、二度とこのような悲惨なことを繰り返してはならない、核兵器を世界から無くしたいという思いで一致していると思います。

そうであるならば、なぜ核兵器禁止条約に参加しないのか、純粋に考えれば世界の中核となって当該条約の実現に取り組むのがあるべき姿と思います。

しかしながら、現実の問題として主要各国(核保有国)のパワーバランスや、核の傘によって国の防衛が成り立ち、世界平和が維持されていることを直視すれば、単純に各兵器禁止条約に参加することで世界平和が維持できるのか、考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

核の傘

我が国政府が、核兵器禁止条約に参加しない理由として、第1に挙げられるのが「核の傘」に依存している現実です。つまり米国の核の抑止力によって我が国の安全保障政策を行っており、我が国が平和で過ごしていることが、この核の傘によることも多くの国民が認識を共有していると思うのですが、皆さんはどのようにお考えになるのでしょうか。

現実的ではない

第2の理由として「現実的ではない。」と言うことです。確かに現状では国連加盟国193か国中122か国が参加していますが、その実効性は皆無だと言うことです。何故ならば核兵器保有国は何れも参加していませんし、実現性を疑問視している日本をはじめとする核兵器非保有国も参加していないのです。

そして現在では、包括的核実験禁止条約（CTBT）や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）といった、核兵器禁止条約よりも前に存在する条約にすら核兵器保有国が参加していない状況をどう見るかです。

一方核拡散防止条約（NPT）については、190か国が参加しておりますが、この条約にはいわゆる五大国（米、英、仏、露、中）を核兵器保有国としてその所持を認め、その上で核兵器の拡散をそれ以上広げず、なおかつ核兵器の削減を行っていかうとするものです。私は参加国の状況から、この取り組みの方が実現性があるのではないかと考えています。

国際間の溝を深めかねない

第3の理由は「国際間の溝を深めかねない。」と言うことです。現実的に核兵器保有国は、核兵器禁止条約に参加していませんので、核兵器保有国と核兵器非保有国の分断を生むことになりかねません。

また、核兵器非保有国の間でも核拡散防止条約（NPT）を推進しようとするグループと核兵器禁止条約を推進しようとするグループに分かれており、この3つのグループの対立構造になっているのが現実です。

核兵器の廃絶は、これらのグループが一斉に核兵器の禁止に動かなければ実現できませんし、過去における世界の軍縮協議の歴史を見ても容易に実現できるものではありません。

したがって、核兵器禁止条約が現実的でない現状では、日本の参加によって核兵器保有国と核兵器非保有国との対立を生み、むしろ後退させることになりかねないと思います。

核兵器禁止条約は、その理念は素晴らしいものではありませんが、上述したように核兵器保有国は勿論、不拡散に取り組んできた我が国をはじめドイツ、オーストラリアなどの核兵器非保有国も参加していないことから、その実現性が疑問視されていることも認識する必要があると思っています。

おわりに

新型コロナウイルスの終息が見えない状況で、経済回復のために自粛や規制が徐々に解除されていますが、このまま後戻りすることなく前に進んで、元の生活に戻れることを祈っております。

菅政権が誕生して、総理は「自助、共助、公助」を国民に訴えました。早速野党は「自助を求めることは、国の責任を個人に押し付けるようなものだ。」と批判していますが、私はそうは思いません。

それは「自助、共助、公助」の概念は、国を作っていく上での基本と思うからです。まずは自分たちで、そして町内会等の地域で、さらに市町や県、国と言った流れが大切だと思っています。

価値観の多様性等によって、公助の部分が大きな比重を占め、本来家庭や地域で解決すべきことも自治体や国に依存してはいないでしょうか。これからは今まで以上に、自助や共助を充実させることが求められているような気がしてなりません。